

日本人の教育観・文化観の変化 —国語科書写の未履修問題から見る手書き文字の未来—

東 賢司

はじめに —未履修問題に関連して—

私は、戦前の教育すべてを肯定する者ではないが、明治中期から昭和初期の書道教育は大変充実していたと認識している。師範学校（現在の教員養成大学・教員養成学部）の入学試験には「修身、読書、作文、習字、算術」などがあり、入学後の学習科目でも「教職教科・音楽・美術・保健・体育・家庭・職業」等の他に「習字」があった。毛筆で文字を書けるということは、教師の素養として欠くべからざるものとなっていた¹。これは、子供の教養に毛筆学習が必要であると認知されていた証拠である。後に触れるが、日本には既に江戸時代から鉛筆などの硬筆筆記具が使用され、明治時期にはかなり普及していたようである²。にも関わらず、毛筆学習が重要視されていたのは、伝統的な筆記用具の重要性を認識していたからであろうと思われる。

毛筆学習のシステムは明治期にいきなり作られたものではなく、江戸時代の寺子屋から影響を受けていると想像できる。寺子屋では「読み・書き・そろばん」が一般的な学習科目であったが、この「書き」とは、毛筆書道のことである。前掲の『明治百年の教育』にも「寺子屋の教科内容はあくまでも実用に即したもので読み書きそろばんの三教科が重きを占め、とくに手習いが最も重要視された」と述べられている（11頁）。

しかし、日本の欧米への傾倒と殖産興業の方針により、能率・効率が重要視されるようになり、教育課程も徐々に変化をしてゆく。詳細は別に記述するが、例えば筆記用具にしても、毛筆から硬筆へ変化してゆく過程で、万年筆が広まっている。万年筆は、毛筆と異なって墨を擦る必要がないために、使用量が飛躍的に拡大している。1895年に丸善株式会社が日本に初めてウォーターマン社製万年筆を輸入して販売を開始し、1912年には夏目漱石、北原白秋、戸川秋骨、幸田露伴、川合玉堂らの一級文化人に万年筆の使い心地と感想を述べさせた『万年筆の印象と図解カタログ』が発行されるまでになっている³。より時間をかけず、より簡便に使用できる硬筆筆記用具に民衆の好みが移動することは、この時期の日本社会の隆盛であった。

このように、硬筆筆記用具に毛筆が押され、後を追うように教育現場でも毛筆学習が重要視されないようになってゆく。この流れが決定的になるのは、敗戦後の1945年9月20日にGHQが通知した「終戦に伴う教科用図書取扱方に関する件」であろう。詳細は後章に譲るとしても、習字（毛筆書道）は、全体主義を助長する精神が含まれるとして、一時的に学習科目から除外される。これが復活するのは1947年の新しい学校制度が成立してから以後である。この時に策定された「毛筆は自由研究、硬筆は国語科書くこと」という位置づけが、時間数の大幅削減をもたらし、衰退の始まりとなる。以後、現在に至るまで、日本の教育制度において毛筆学習が重要視されることはない。

話題を変えて「未履修問題」について見ていこう。このことは、毛筆学習の衰退と関連がないようで

¹ 唐沢富太郎『明治百年の教育』（日経新書、1968年）には、明治大正時代の教師像が詳細に記述されているが、この中でも習字が主要な教科であったことを述べている。

² 三菱鉛筆のHP「鉛筆の歴史」（<http://www.mpuni.co.jp/museum/qa/history.html>）中に、1908年からの鉛筆の値段を載せ「庶民にまったく手の出ない値段設定にはなっていなかったことが判ります。」と述べている。

³ 川窪万年筆「万年筆の歴史」による（<http://k-pen.net/howto/rekishi/rekishi.html>）。

あるが、毛筆学習や毛筆文化が日本社会の中でいかに軽視され、社会的地位の低下を物語る象徴的な出来事として捉えることができる。未履修はまず、高等学校から露見することになった。

高等学校必修科目未履修問題とは、大学受験における進学実績を向上させることを重視した高等学校が、学習指導要領(以下、指導要領と略す)では必修科目だが、大学受験には関係ない科目を生徒に履修させなかったため、単位不足となって卒業が危ぶまれる生徒が多数いることが判明したという問題である。2006年10月24日に富山県の県立高校で最初に明らかになり、それをきっかけに全国の高校で次々とこの問題が発覚した⁴。1994年から世界史を含む2科目が必修科目となった地理歴史科や、2003年に新設された情報科、その他にも理科総合、家庭科、芸術、保健等で履修不足が判明した。また、教育委員会に提出した授業計画と明らかに違う教育課程を採用する学校や、教科の名前と中身が違う学校もあった。

このことを報道機関が大きく取り上げ、連日トップニュースで報道されたこともあり、国会で取り上げられるまでの社会問題化し、高校3年生が卒業する直前まで補習授業を受けなければならなくなるほど大きな事件となった。非難を受けた高校の校長が自殺する騒ぎにまで発展している。ちょうどこの時期、マスコミでは日本社会の「格差問題」が浮き彫りになっており、よい大学に合格させるためには、高校は何でもするのか、その姿勢が格差を生み出すのではないかと非難され、現在も進む中央教育審議会や教育再生会議などの審議会にも飛び火することになった⁵。

文部科学省の調査の結果、未履修の学校は全国5,408校中633校であり、中には70時間を超過する学校もあって卒業までに時間が不足する事態であることが把握された。そこで、文科省は「履修不足があった大半の高校の学校関係者に対し、50時間程度の補習を受けさせることで、これらの学校の生徒の卒業資格を認めることを指示」とし、未履修が70時間を超過する場合でも、「レポートの提出等により履修したものとすることができる」として事実上の減免措置を取った。

最初に問題になったのは高等学校であったが、その後、中学校でも未履修があることが明らかとなった。中学校の実施状況も、文部科学省(以下、文科省と省略)が全国調査をするまでになった。その調査の中心が「中学校国語科書写」である。書写の中学校現場の実施状況については、例えば2000年に長崎県佐世保市で毛筆書写が実施されていなかったことをNHK(日本放送協会)が報道し、教育委員会などにより是正指導が行われたものの、5年も経過しないうちに問題が再燃化した。

このような問題が起こる理由として、筆者は「日本社会の構造的な問題」と考える。本考では、特に中学校の国語科書写について、その実際となぜそのような問題が起こるのかを考察する。中学校を特に問題視するのは、書写の講義が行われていない確率がより高いと予想できるからである。

1 学習指導要領中の書写の記述と未履修調査

(1) 学習指導要領と国語科書写

未履修を考える前提として、日本の法規を知る必要がある。日本の教育は、種々の国内法によって実施されているが、教師が最も身近に接するのが「学習指導要領」である。学習指導要領とは、文科省が告示する教育課程の基準のことである。各学校で教えられる内容について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。国立学校、公立学校、私立学校を問わずに適用されるが、実際の状況では、公立

⁴ 読売新聞 2006年10月24日が最初の報道である。

⁵ 2006年11月2日と12月2日の文科大臣会見でも質問が集中し、中教審が調査に乗り出している。文科省初等中等局メールマガジン11月10日号でも対応を報告している。また、教育再生会議の学校再生分科会(第1分科会)の第1回会議(2006年11月8日)でも、委員から批判が続出している。

学校に対する影響力が強い一方で、私立学校に対する影響力はそれほど強くないという問題点もある。未履修問題は、この指導要領と強く関わりがある。

日本の小学校・中学校では、毛筆学習や硬筆学習を含め「書写」と呼称されている。指導要領では、書写は「言語事項」に位置づけられている。元々(平成元年の学習指導要領改訂まで)は「表現事項」に位置付いて、「正しく・整えて・美しく」書くことが主眼であったのが、毛筆偏重があるとの批判から、言語事項に移動し、「美しく」が削除された。国語科書写が最も必要とするのは、硬筆の文字を読みやすく書くことであり、あくまで日常生活への対応を重視した政策である⁶。未履修で問題になっている平成10年告示の指導要領での書写の記述は、以下のようになっている。

[中学校](〔言語事項〕の(3))

ア 文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

イ 毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うようにすること。

ウ 書写の指導に相当する授業時数の国語科の授業時数に対する割合は、第1学年は10分の2程度、第2学年及び第3学年は各学年10分の1程度とすること。

指導要領の記述では、中学校の場合は「10分の2」または「10分の1」とされ、明確に時間数が示されていない。国語の授業時数は、第1学年140時間、第2学年105時間、第3学年105時間であるので、総時間数から換算すると、中学1年では28時間程度、2・3年では10時間程度となる。

しかし、これ以前の学習指導要領では、中学校1年生では35時間、中学校2・3年生では15～20時間とされていた。ところが、現在の指導要領では「総合的な学習の時間」を目玉とし、学習内容を30%削減することを目指した。

(2) 文部科学省の全国調査の功罪

「未履修」が発生したことは、当然と言えば当然である。日本の制度では、年間35単位時間確保できないと、学校の教室などに掲示されるいわゆる「時間割」に載ることはない。従来は、中学校2・3年生だけが問題であったことが、小学校から中学校までに未履修が拡大し、長年潜在的に問題視されていた法規との矛盾に光が当たることになった。

問題が顕在化したことを受けて、文科省は全国調査を実施することになった。詳細は後に譲るが、調査結果として平均して1～2割程度の未履修があったと結論づけた。全国調査を行ったことは積極的に評価すべきである。しかしながら、調査には抜け道があった。それを箇条書きにすると以下ようになる。

- ① 未履修の調査が12月中に行われたが、新年の書き初めや3学期の書写が行われる予定であれば、履修済みと解答できる。
- ② カリキュラム(時間割)や授業計画上、授業時間が担保されていなくても、授業外の課題を課していれば履修済みと解答できる。
- ③ 硬筆の場合、漢字の書き取りや作文などの「書くこと」に基づく学習でも書写の学習と見なすことができ、ほとんど未履修にはならない。
- ④ 数字として表れたのは、担当者が正直に解答した場合だけであり、罰則などを恐れた現場が組織的に隠蔽した。

⁶ 全国国語教育学会等から小中学校の国語科中に毛筆は不要という意見書が提出されている。

では、社会的関心事である「未履修問題」がいかに明らかになってきたか、書写に限定することになるが、次章で一連の流れを追ってゆきたい。

2 毛筆未履修の実体

(1) 毛筆未履修の報道と問題の顕在化

書写の未履修が問題になったのは、世界史の問題が一息ついた 2006 年 11 月はじめのことである。『読売新聞』（2006.11.3）版は、大変示唆に富んだ記事であるので、全文を掲載してみる（下線は東）。

枚方市立中 14 校、毛筆“必修逃れ”…通常の国語授業

大阪府枚方市立中学で、学習指導要領で義務づけられている「国語」の書写の授業のうち、毛筆をまったくしていなかったり、標準時間数を大幅に下回ったりしている学校が 全 19 校のうち 14 校 に上ることが、同市教委の調べでわかった。学習指導要領に反した中学での“必修逃れ”は、松山市の私立愛光中で明らかになったばかり。

書写は毛筆と硬筆で構成され、学習指導要領では、1 年生で年間の国語の授業時間の 10 分の 2 程度（約 28 回）、2・3 年生で各 10 分の 1 程度（約 10 回）と定められている。ところが、同市教委が今月 2 日に行った調査によると、毛筆の授業をまったくしていないのが 7 校、2、3 年でしていないのが 6 校、3 年でしていないのが 1 校 あった。

多くの学校が毛筆の時間を 通常の国語の授業に振り替えていた。硬筆については履修漏れは確認されていないが、実際には 漢字の書き取りをさせているだけのケースもある、という。

毛筆をしていなかったある中学の校長は、「週 5 日制が導入された 2002 年度に国語教諭が話し合っただけで決めた。国語の授業時間を十分に確保するためだった」と釈明している。

卒業の可否は校長の裁量に委ねられ、現状でも卒業できないなどの不都合は生じないが、市教委は「明らかな学習指導要領違反」と指摘。各中学に対し、書写の授業を行うよう、緊急の通達を出す。

大阪府枚方市は大阪府の第 4 位の都市であり、日本国内では典型的な中型都市である。書写の未履修が 19 校のうち 14 校（73%）になることが報道されたが、書写を担当する者からすれば、現状を的確に把握した数値であるといえる。

また、毛筆を行わない理由として、「国語の授業に振り替え」ていることが問題となる。硬筆であれ毛筆であれ、書写を担当するのは国語担当の教員である。毛筆を行わなくても成り立つ国語という科目に問題があり、更に進んで言えば、「国語教育の中に毛筆書写は必要ない」ということになるのである⁷。後述するが、現行の学習指導要領は、「ゆとり教育」のあおりを受けて、軒並み時間が削減されている。しかし、中学校では高校進学という大目標があるために、入試に関連する科目は時間確保が必要になる。

⁷読売新聞の報道に関わり、各都道府県でも調査が実施されている。これに関連して、地方教育委員会でも議論が行われている。2006 年 11 月奈良県大和市教育委員会定例会では、教育長より「なお、この件について、メール等で市民からご意見が寄せられています。「書写の未履修は大変遺憾である。しっかり履修させて欲しい。」「こういう時代に毛筆は時代遅れだ。そんな指導要領を作成する文部科学省が悪いのだから、文部科学省に抗議しなさい。」と相反する意見、「先生方が約束を守らなくて、子どもたちに守れと言えるのですか。」という意見のほか、「うちの子の学校ではまだ毛筆はやっていないのだが、どうなのか」といった問い合わせも寄せられました。」という報告があった。日本人の毛筆に関する意識がわかる重要な資料である。

そのため、入試に必要な学習内容はどんどん削減されるのである。明確には見えてこないが、硬筆学習も書写の時間としての内容、すなわち文字の構造や配置配列を学ぶこと等が効果的に学習されているとは言えない。せいぜい新出漢字の学習などの書き取りである。この記事は、日本の書写学習の問題を的確に捉えた名文とすることができる。

これを端緒として、日本国内で、「書写の未履修問題」が大きく取り上げられるようになった。各地の議会や教育委員会で問題視されるようになり、各新聞が記事にした。一例を挙げてみよう（下線は東）。

「毛筆」完全履修は1校のみ 加古川市立中学

県内の公立中学校で学習指導要領に定める毛筆の授業を実施していない学年があった問題で、加古川市教委は21日、2004、05年度は市立12校のうち11校で毛筆が未履修だったことを明らかにした。同日開かれた市議会文教経済常任委員会で市教委が報告した。

市教委によると、04、05年度に1年生で履修したのはそれぞれ8校、3校▽2年生=1校、2校▽3年生=2校、1校。全学年で実施していなかったのは4校、8校で、要領通りに完全実施していたのはいずれも1校で、同じ学校だった。06年度については、いずれかの学年で実施したのは一校だけだが、毎冬、書き初めや習字展に合わせて実施する学校が多いとしている。

市教委は同委員会で「教育課程の年間計画の中で（毛筆を）実施していくよう指導していく」と答弁した。『神戸新聞』2006/11/22

ここでも高い割合で毛筆書写が実行していないことが明らかにされているが、それ以外に問題なのは「毎冬、書き初めや習字展に合わせて実施する学校が多い」と指摘する点である。日本では、正月に「書き初め」と称する年中行事があるが、これにあわせてコンクールなども実施される。学校現場でこれに取り組むのはよい事であるが、学校で行わず冬期休暇の課題としてしまうのが一般的である。このことは、国語を担当する教員が十分な毛筆指導ができないことと関連する教師の技量に関わる問題である。

(2)文科省の全国調査と問題点

一連の社会的な批判を受けて、文科省は全国調査に乗り出した。2006年12月20日に各都道府県に指示し、2007年2月28日に調査結果を発表した。大学などの書道担当者は、厳しい結果が出ることを予想したが、逆の結果が発表された。それをあげてみる。

2 国語科の書写、毛筆の実施状況について

国立・公立については、全学校で、既に実施済又は本年度中に実施予定。

私立については、本年度中に実施予定のない学校が一部ある。

(内訳)

書写 70校 (一部の学年で実施予定なし 52校 + 全学年で実施予定なし 18校)

毛筆 114校 (一部の学年で実施予定なし 79校 + 全学年で実施予定なし 35校)

これだけでははっきりわからないが、調査項目が公立と私立に分類し、書写と毛筆の実施状況を調査している。前者の「書写」とは、硬筆または毛筆ということになる。問題は、調査の時期と調査項目である。この調査は、1月15日までに回答するよう求めたことから、3月までの2ヶ月間で実施すれば許されるという言質を与えることになってしまった。このことは以下に述べる調査項目を見ると、文科省自ら逃げ道を作ったということも考えられる。

ア. 全学年で既に実施している学校数

イ. いずれかの学年又は全学年でまだ実施していないが、今後、全学年で実施を予定している学校数

ウ. いずれかの学年又は全学年でまだ実施しておらず、今後もいずれかの学年で実施を予定していな

い学級数

エ. 全学年でまだ実施しておらず、今後も全学年で実施を予定していない学校数

これらの項目中、「ア」を「イエス」と回答する学校中、規定の時間数を実施している学校はほとんどない。また「ウ・エ」を「ノー」と回答する学校もないことも確実である。これらで検討に値するのは「イ」であるが、「今後実施を予定している」で助け船を出してしまった。4項目の設定があまりにもおおざっぱで、問題を直視しようとしないうる国家行政が見えてくる。

結果的に、公立校 10,999 校中、書写を実施していない学校が 10%、毛筆を実施していない学校が 25%と、上記の新聞記事と比較して極めて低い結果となってしまった。

外国から見ると、日本は「毛筆学習をカリキュラムに取り入れている唯一の国」と見えるであろうが、実情はお寒いものである。それを国ぐるみで隠蔽しようとしている姿勢が、今の日本の子供の学力低下に結びついているのではないか。

ただ、このような調査や学校現場の状況に、書写書道に関わる者が黙っていたわけではない。既に、全国書写書道研究会、全国大学書道学会、全国大学書写書道教育学会、日本教育大学協会書道部門会、全国高等学校書道研究会が共催して、緊急集会を開催している。しかし、書写の未履修問題はただ単に未履修であったということで終わらせることはできない。日本社会が本当に書写教育を必要としているのかを問題視せねばならない。

3 日本社会における「書写書道」の位置低下

(1)戦後日本の書写に関わる法規と子供の情況

ここで視点を変えて、教育現場において毛筆学習などの「書」が過去どのように扱われていたのかを確認してみたい。時間的には 1945 年まで遡るが、敗戦後すぐに GHQ の方針により国家主義を助長する教育内容として「芸能科書道」は禁止される⁸。

数年が経過し、書写は国語科の中に位置付けられ、「書くこと(習字を含む)」と明示された(中学校のみ)。これは、1947 年 3 月の「学習指導要一般編試案」である。さらに、1951 年に「小学校学習指導要領国語科編試案」「中学校学習指導要領国語科編試案」において、「習字」「書き方」という名称で表現されるようになった。現在の「書写」の名称が採用されたのは、1958 年 10 月 1 日施行の指導要領であり、時間数も 1999 年指導要領まで変化していない。ここで、1958 年の書写に関する記述を挙げておく(第 3 指導計画作成および学習指導の方針)。

[小学校]

学校においては、必要に応じて第 4 学年以上の適宜の学年で、毛筆による書写を課することができる。ただし、その指導に充てる時間は年間 35 時間をこえてはならない。

[中学校]

書くことのうち、書写の学習は、硬筆や毛筆を使って、主として、第 1 学年で指導するものとし、その年間最低授業時数の 2/10 程度をこれに充てるようにする。第 2 学年、第 3 学年では、時宜に応じて計画的に指導する。

では、学校現場での書写指導の現状はどうかと問われると、戦後一貫して「ないに等しい」といって

⁸ 1946 年 3 月 7 日に来日した米国教育使節団は、わずか 1 ヶ月で『第一次米国教育使節団報告書』を公表したが、そのなかに「国字をローマ字にすること」という仰天の提案を行っている。漢字学習が子供の学習の障害になっているとし、その撤廃を訴えたものであるが、現代社会に生きる私としては理解に苦しむ。

よいであろう。特に毛筆学習は、国語科内では必要のないものとされ、10年に一度指導要領を改訂する「中央教育審議会」では、しばしば「毛筆不要論」が論じられているという。更に、先ほどの学習時間を確認すると、小学校では毛筆学習を行う時間が30時間あり、かろうじて時間割に載せられるが、中学校では、目もかけられないというのが実状である。

当然のことながら、小学生から大学生までの毛筆技能は、しっかりした用筆法ができていない者は皆無で、稀に優れた文字を書く児童・生徒・学生の学習経験を追ってゆくと、小・中学生では塾で、高・大学生では部活動などの課外活動で実力を養っている者が大半である。

また、小学校・中学校の現場に書写専門の教員はいるが、これらの人はほとんどすべて「非常勤講師」である。各学校の教育課程の決定や内容の検討などに関わることはほとんどなく、与えられた教科書を淡々とこなしてゆくだけである。上記の学校はまだよい方である。大部分の学校では、国語の教師が担当する。書写に対する知識や技能はほとんど持ち合わせていないために、指導内容は手薄になり、他の内容にすり替えられる可能性も高くなってゆくのである。

(2)毛筆学習必修化の裏側

国語の学習の目的は「言葉の深化」であるので、毛筆が言葉を深化させることが論証できない限り、時間を担保することは難しい。また、新たに独立教科として設置することはとうてい認められない。過去を振り返ってみると、国語の内部での壁を崩すのは難しいと考えた先人は、毛筆書写教育充実のための方法を外圧に求めた。それが、「毛筆必修化運動」である。このことは、記録には全く残っていないいわゆる「ロビー活動」であったが、重要な意味を持つので明らかにしておきたい。

先にも記載した1958年版学習指導要領であるが、特に小学校の方に問題点があった。それが「毛筆による書写を課することができる」という記述である。この記述では学校現場で毛筆学習が行われることはない判断した書写教育の指導者達は、密かな運動を始めた。1965年から1967年頃のことである。当時の書写書道教育界の実力者であった続木湖山らが呼びかけて、当時の書道界の実力者が協議を持った。参加者は、石橋犀水、飯島春敬、金子鷗亭、宮本竹逯、青山杉雨、香川峰雲らであり、事務局長を飯島春敬が務めた。これらはすべて故人であるが、それぞれ秘書的な若手を同席させていた。現在の書道界、書写書道教育界の一線で活躍する人物であるが、存命中の方が多いので名前は伏せる。会議は、月1回のペースで飯島氏の事務所がある「社団法人書芸文化院」で行われた。毎回夜9時頃から開始し、議論は深夜に及ぶこともあったという。

ここで議論されたのがすぐ後(1968年)にひかえる学習指導要領の改訂である。この学習指導要領の改訂の目玉は、「毛筆の必修化」「家庭科の必修化」であった。書道関係者と家庭科関係者が最もロビー活動が盛んであったといってもよい。いつでもそうであるが、指導要領の改訂には利益団体が見え隠れする。全国での実施ということになると、教材費など多額の金銭が動くからである。上記の活動は、「国会議員に発言要請、国会の議事録に入れる運動」であった。日本のことわざでは「魚心あれば水心」というが、国会議員の発言を引き出すために多額の金銭も動いたということである。結果としては、以下のように変更された。

[小学校]昭和43年4月施行

硬筆を使用する書写の指導は、すべての学年で行なうものとする。

また、毛筆を使用する書写の指導は、第3学年以上の各学年で行ない、文字の筆順を正し、字形を正確に理解して、文字を正しく整えて書かせるようにするものとする。なお、毛筆を使用

する書写の指導に充てる 授業時数 は、各学年それぞれ 年間 20 時間程度 とするものとする。

[中学校]昭和 44 年 4 月施行

書写については、第 1 学年は 10 分の 2 程度、第 2 学年は 10 分の 1 程度とすること。なお、第 3 学年は適宜計画的に指導すること。

国会の議事録を照会すると、昭和 40 年 6 月から昭和 43 年 3 月までの約 3 年間に 19 回取り上げられている（本会議 4 回、予算委員会第一分科会 2 回、文教委員会 13 回）。これだけの記録が残されるということは、多くの国会議員に働きかけ国会質問などが行われたということであり、ロビー活動が成功したと結論づけることができる⁹。

学習指導要領の詳細は学習指導要領の全文を精査する必要があるが、国語の中で書写が重要視されていた事実にはゆるぎがない。広い視野で見ると、「書道界の力を借りて書写教育の現状を替えさせる」というものであったが、結果的に「書写＝毛筆」というイメージが強くなってしまいう結果となる。このことが後に国語教育関係者を頑なにさせ、後に毛筆不要論が立ち上るきっかけになるのである。

しかし、「国語に書写が本当に必要か」という議論がなされることはなく、現場の国語教員に「毛筆指導を行え」という業務命令を出したために、現場に混乱を来すことになる。

(3)日本人の文化意識と実用意識

ここからは、「毛筆」を日本の文化の一つとして考えてみたい。毛筆の未履修問題は、実は日本の文化意識の低下という深刻な問題を含んでいる。毛筆はもともと日本人が作ったものではなく、日本人が使いやすいように改良して使用してきたという歴史がある。江戸時代までは、毛筆のみが筆記具であり、明治以降徐々に鉛筆が浸透してゆく。また、毛筆が使用されなくなったもう一つの理由に、シャープペンシルやボールペンがある。シャープペンシルもボールペンも 1960 年ころから日本国内に普及し始めたので、半世紀ほどかけて毛筆が排除されてきたことになる。これは、意識的な排除ではなく、使いやすいなどの簡便さによることが第一なので、ますます問題が根深い。確かにどちらが早く書けるかという実用的視点に立つと、毛筆は圧倒的に不利であると言わざるを得ない。

ここで論述しているのは筆記用具のことであるが、文化史的視点をもって考察しても同様の結論を得ることができる。一言で言うと、文化を大切にしようという視点は多くの者がほとんど持っていない。また、学校教育でも筆記用具に文化史的視点をもって教育を実施するという意志はないということである。その結果、自国の文化意識が低下するだけでなく、文化や芸術そのものの位置が更に低下してしまった。

教育界に視点を当てても、国語という教科でも「言葉」の能力を高めることが第一となり¹⁰、言葉の裏には自国の文化があることを忘れてしまっているようである。毛筆という文化が日本人に理解されない理由は、毛筆がなくても生活できるということにつきるが、毛筆が社会的に認知されないということは、書道文化もそれに関連する教育も充実しないということである。

社会問題化している未履修問題について、もう一つ注目しておかなければならない理由は、教員の出身学部についてである。日本の教師の出身学部を調査してみると、小学校は国立教育学部が 60.1%であ

⁹国会議事録検索システム(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)を使用して検索した。

¹⁰ 例えば文化庁所管の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(2004 年)でも、コミュニケーション能力が第一とされるなど、国語教育界において書くことに関する意識は低いと言わざるを得ない。

るのに対し、中学校では 37.6%、高等学校では 14.7%である¹¹。中・高で教育学部出身者の比率が低いのは、日本政府が「開放性」という方針をとっているからである。最近では、私立大学で教員免許を出さない大学は少なく、大学のアピールに欠かせない資格となっている。結果、例えば、国語・社会などの文系科目では文学部出身者が、数学・理科などの理系科目では理学部出身者が占めるということになっている。

中学書写は国語に含まれるので、文学部出身者が担当することになる。文学部で国語科書写の学習がどのくらい行われているのかというと、免許法の規定通り「1 単位以上」である。1 単位とは、90 分授業が約 7 回であるので、授業実践に必要な技術は身につくはずがない。日本では、世界で唯一、教員免許法に毛筆学習が必修とされる国と理解されている。しかし、現実はそのようではない。中学校現場に立つ教師の多くは、自己の経験として小学校・中学校で毛筆学習の未履修、高校芸術は美術・音楽・書道から選択 2 単位（ちなみに、書道選択制は他の 2 科目と比較して圧倒的に少ない）、大学では 4 年間にわずか 7 コマの講義とほとんど学習の機会がないのである。これらのことから、国語教師の毛筆アレルギーは治まることなく、子供の頃から書塾に行ったり、高校・大学のクラブ活動で書道を学んでいた学生が教員になった場合のみ、その役回りが回ってくるという現状である。毛筆文化に親しむことのない国語教師に毛筆指導を任せている限り、毛筆文化への意識は高まることはないと断定できる。

(4)日本人の芸術意識

少し視点を広げて芸術という観点で見てみよう。学校現場にいると特に強く感じることなのであるが、日本の芸術家は、東洋人でありながら常に西洋を向いている。明治以来の傾向であるが、音楽や美術を学ぶために西洋に赴き、その者が評価を受ける風潮がある。音楽においても和楽器が、美術でも日本画があるが、圧倒的に西洋音楽・西洋美術の活動が評価されている。これが、学校現場にも定着していて、西洋を持たない書道(書法)は、見向きもされない。芸術の世界も産業界と同じくグローバル化していることは言うまでもないが、観客動員数など西洋芸術の企画に及ぶことはない。

日本には中国と同じように書道家協会的な組織（書壇）があり、多くの書道コンクールが開催されている。書道人口は 150 万人と言われる¹²。確かに、書道専門店もあり、中国からも文房四宝が輸入されているが、これらの人の多くが趣味で書道をたしなむ高齢者であり、人口が減少している日本では下降一方になるのは目に見えている。学校教育での毛筆学習の軽視が、学習の機会を喪失させ、書道人口を減少させる。現在は、高齢者で何とか維持出来ている書道団体も、学校や書塾で書道を学んだ経験がないものが圧倒的に多い世代が高齢者となったときに、書道を支える人となるかということ非常に疑問である。おそらく今後は衰退の一途をたどってゆくのであろう。

一方、日本人の自国の芸術に対する興味を観察してみると、自国の作品に全く関心がないわけではない。テレビメディアの影響もあるが、江戸や明治の美術作品が高価な取引をされている。また、美術や音楽の企画展等は、西洋の芸術には及ばないものの、多少の集客はある¹³。最近では、新聞社などから書壇への働きかけにより、国連やその他世界の政府機関でインタビューの背景に書作品が並んでいる様

¹¹ 2001 年 11 月に公開された「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について」を参考にした。

¹² 確実な数値は把握できていない。平成 11 年(1999 年)8 月に開催された全国大学書写書道教育学会主催、小・中・高・大・生涯教育合同による研究フォーラム「書写書道教育の未来を開く」で、全日本書教育書道文化振興連盟理事長の菅原音先牛が、10 年前は 500 万人、現在は 150 万人と指摘している。2007 年現在ではもっと減少していると思われる。

¹³ 2002 年 10 月に徳島県に書道文学館という博物館が開館するなど、書道専門の展示施設も増加はしている。

子をよく見る。ただ、全体的に見ると、書の地位は年々低下しており、一部の趣味人が支える芸術となっている。書道人口が減少する一方の日本では、今のままの社会構造では地位向上はありそうにない。悲観的な見方であるが、書道文化の崩壊は刻々と進んでいると言わざるを得ない。

4 日本社会における「書写書道」の地位向上のために

(1) 言語を伝達するための手段についての再認識

では、この現状を打開するにはどのような方策をとればいいのか。画期的な提案はできないが、5つの視点を提案しておきたい。

第一は、情報伝達への再認識を促すことである。あまり知られていないことであるが、日本でも木材に文字が書かれた資料（木簡）が多く出土している。その数量だけでいうと、中国に匹敵すると言われる¹⁴。日本への漢字の伝来時期は、『古事記』によれば百済の和邇により『論語』と千字文がもたらされたとされている。これ以前の木簡かと言われる資料もあるが、文字を持たない民族が他の民族の文字を借りて自国語を記載しようとする場合、その意味を捨て字音を借用するのが通常である。仮名文字がこれに当たる。日本人は既に『万葉集』において漢字の意味を生かして日本の言葉にあてはめる字訓用法も行っている。

漢字の訓用法の工夫が日本の漢字仮名交じり文という活動を可能とした。言葉が音声だけであったら、言葉の意思疎通の働きはその届く範囲だけであり、音声は瞬時に消失するからそこに居合わせた人にか届かない。文字を有するという事は、その制約から解放し、ある人の思想や感情が時間と空間の壁を越え、自在に届いてゆくことを意味する。当たり前のことのように思えるが、我々は、先人の英知に深く思いを致すべきである。

(2) 自国の文化を知らない日本人を「恥」と思う心情を

第二に自国の文化を理解する運動を起こすことである。東洋的文化やその一つである日本の文化を知ろうとするときに、その方法がわからないのが日本人の現状と言ってよい。文化とは、生きて行くために絶対必要なものではないが、心豊かに生きるには必要不可欠なものである。

例えば、修学旅行で外国に行く高校生が増えているが、「日本のことを外国人に聞かれて説明できなかった」と述べる者が増加しているという。自国の文化を基準とし、その自覚のもとに多様な文化を尊重できる態度を育成することが重要と指摘されている。この「和文化再興プロジェクト」と言うべき試みは、全国に普遍しているわけではないが、日本人に自国の文化意識が極めて低いということは強く首肯できる。数年来、学生を引率して中国を訪問しているが、比較の観点を意識させるのに苦勞する現実に対面し、自国の文化を知らない人間を恥ずかしいと思う心情を植え付けなければならないと感じている。

逆に、日本の学校に外国人(特に西洋人)が訪問してきた場合、必ず東洋的な授業にスポットライトが当たり、「書道」「陶芸」などの講義が目玉となる。このことは、普段意識のない講義の価値を再認識させる可能性がある。毛筆学習は間違いなく東洋的文化であり、それを維持するための手だてが必要だと認知されれば、教育活動も活発化するであろう。しかし、日本人の文化的悪癖として、「外国人に指摘されるまで自国文化の良さや重要性がわからない」ということがあるので、積極的に外国にむかってアピールすべきであろう。

¹⁴ 奈良文化財研究所の木簡データベース(<http://www.nabunken.jp/Open/mokkan/mokkan2.html>)、木簡画像データベース(<http://jiten.nabunken.go.jp/>)が最も充実している。

あわせて、近年の日本の子供は、体力・集中力を欠く者が増加しているという。日本では今、「早寝・早起き・朝ご飯」運動という国民運動が展開されているが、更に付け加えるならば、生活習慣を変えるために、「朝書道」運動も付け加えてみてはどうであろうか。これは文字を書く運動でもよいのであるが、重要なことは、パソコンなどを使用するのではなく、手で文字を書くことである。そのような運動により、書くことへの意識が高まる可能性がある。

また先に挙げた展覧会活動でも可能性を見いだせないということではない。一例を挙げると、2006年1月に東京国立博物館で開催された「書の至宝展」では、18万人が来場したことは記憶に新しい。このような企画が連発されるのであれば、書の評価も変化してくるであろう。

(3)毛筆書道で頭脳活性

第三に科学的見地から毛筆を分析する必要性である。最近、毛筆書道の中でも、「写経」が注目されている。写経というと、日本では中高年の楽しみのように思われているが、実は脳を活性化するのに最も効果が高いのは「写経」であることが、川島隆太氏¹⁵と学研の共同研究で明らかにされている。脳の活性化が高いほど認知症の治療や予防に効果があると考えられており、写経は認知症の改善アイテムとしてクローズアップされている。日本の大手出版社の学研は、この結果を示した冊子を配布するなどしているが、認知症の改善や防止策として科学的裏付けが出来るのであれば画期的なことである¹⁶。

日本の高齢化率は予想を上回るペースで高まっているが¹⁷、社会保障や介護などの費用面で大問題となりつつある。既に介護保険や社会保障費の切り下げなどの対応が行われているが、高齢者医療費を少しでも低くしたいという政府の目標にそって、事前予防(体力強化などにより障害を防ごうとすること)の措置が執られている。

現在、日本では『鉛筆で奥の細道』『書いて味わう徒然草』など、日本古典の名作を書き写せる書籍が流行している。また、テレビゲームでも脳の活性化のソフトが登場しているが、写経という屋内での作業、手頃な値段で取り組める活動に脳の活性化が見込めるのであれば、社会福祉施設などの公共機関でも取り入れられる可能性がある。

(4)小・中学校の学習指導要領の改編

第四は教育現場での動きを活性化することである。小さな運動ではあるが、上記の毛筆未履修の問題を受けて、毛筆学習の意義について見直しが行われている。現在、書写は「言語事項」であるが、これを新しい事項「言語と文化事項(仮称)」を作ろうとする動きになっている。繰り返しになるが、毛筆は「東洋的文化」の粹であり、これを単なる言葉の学習として言語事項の中に位置付けようとするところに無理があった。国語という言語学習の裏面にも文化の理解が必要という認識を持つことにより、伝統的に書くことを重視していた国語教育と筆記用具としての毛筆が浮かびあがってくるのではないか。

未履修問題とそれに関わる学習指導要領の改訂は、千載一遇の機会と捉えたい。

(5)教員免許制度の改定

第五は教員養成を質的・時間的に充実させてゆくことである。子供に教育を施す教師の力量は、社会

¹⁵東北大学教授

¹⁶産経新聞 2006年1月4日付

¹⁷日本の65歳以上の高齢者の割合は、1935年が4.7%であったのに対し、2005年には20.5%となり、2025年には30%になると予想されている。

的に大きな関心事である。戦前の師範学校のような制度に戻すことは1%の可能性もないし、私も肯定はしないが、現在の免許法では全く不十分であり、時間数の確保は喫緊の課題である。

現在の大学の免許法では、小学校教員免許を取得するためには「国語(書写を中心とする)…」を2単位以上履修することと規定されているが、そもそも選択必修科目であって、「国語」自体を履修する必要がない上に、国語の学習時間(30時間)中、何時間であるのか明示されていない¹⁸。

また、中学校では、国語の免許を取得するための教科に関する科目欄に「書道(書写)を中心とする」と記述されるが、具体的な時間数は2単位(30時間)であり、毛筆・硬筆・板書の内容的学習の他、教育課程や学習指導要領の学習まで盛り込むことをしなければならない。これも時間的には不足である。

一方で、高等学校では書道は芸術科の選択科目の一つとなっているので、免許法としては、①書道(書写を含む)②書道史③書論、鑑賞④国文学、漢文学から20単位を履修せねばならず、更に教職科目として4単位も必要で、小学校中学校と比較してかなり充実していると言える。ただし、免許を取得しても就職できる見込みはほとんどなく、「所有しているだけ」の状態である。

この状況を打破するには免許法の改定しかないが、現在の中教審の動きでは改訂される動きはない。質的な充実を図っていくしかないのが現状である。

以上の5点はいずれも、現在の毛筆の位置を決定的に変化させるものではないが、教育・科学などでの運動・発表が積み重なり、書道文化の位置を向上させてゆくしか方法はないであろう。

おわりに

「日本の経済や効率優先の社会が、自国文化を破壊している」。この研究を通じて、私が持った印象である。本考察では、2006年10月におこった「未履修問題」から、日本の書写書道の現状を説明し、日本人の自国文化の理解度の低調さや毛筆に関する認知度の低さ等を教育問題を主体として論じてきた。ただ、これは書道教育の問題のみならず、日本の構造的欠陥と捉え、戦後の政策や教育がどのように変化をしていったのかを広く理解しておく必要がある。一言で言えば、商業主義・利益主義第一の政策がもたらした悪影響である。現在のところ、「現在の日本社会は、毛筆書道を必要としていないのであろう」というのが結論であるが、生活や社会資本整備などの豊かさと引き替えに失ったものの代償は大きい。文化は形として見えないものが多いだけに、作り上げることも難しいのである。

日本の状況を知れば知るほど悲観的になるのであるが、現在見直しが進んでいる「伝統や文化」に対する教育をどのようにおこなってゆくのかということにより再生できる可能性もあると考えている。安倍内閣が掲げる「教育再生」や「教育基本法の改正」もその手助けになるかもしれないが、主体的には、書法・書道に関わる者が積極的に努力してゆくしかないであろう。

文化の育成は、生命保護や生活向上と比較してそれほど緊急性は低いのもかもしれないが、書道の浮き沈みは日本の文化度の目安になるであろうと考えている。もし、社会が毛筆や書道は不要であると断じ続けるのであれば、まず学校現場から毛筆学習が消え、数十年後には一般社会でも消えてしまうかもしれない。しかし、同時に自国の文化の沈没も覚悟せねばなるまい。

¹⁸ これらはすべて、教育職員免許法施行規則によるものである。